

○会務及び職務に関する法令違反行為の公益通報処理に関する規則

(平成 20 年 7 月 30 日制定)

(目的)

第1条 この規則は、次条第2項に規定する通報者から行われる、東京弁護士会（以下「本会」という。）の会務又は職務に関連して生じる法令違反行為に関する通報（以下単に「通報」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反行為の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対し、通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止し、もって、本会における法令遵守をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「勤務者」とは、雇用、嘱託（ただし、会員を除く。）、出向、派遣、業務委託その他勤務形態の如何を問わず本会に勤務する者をいう。

2 この規則において「通報者」とは、本会の勤務者又は本会に勤務していた者であつて第4項に規定する通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を通報する者をいう。

3 この規則において「会務」とは、次に掲げる活動をいう。

(1) 本会の委員会、委員会の部会、小委員会、合同委員会、協議会その他これに準ずる会議（以下「委員会等」という。）における委員、幹事その他これに準ずる地位（以下「委員等」という。）としての活動及び委員会等が主催する講演、研修等の企画についての委員等としての活動

(2) 本会の法律相談センターが行う審査の活動

(3) 本会の紛争解決センター及び住宅紛争審査会における審査、仲裁、あっせん等の活動

4 この規則により通報の対象となる事実（以下「通報対象事実」という。）は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項の通報対象事実のうち、次に掲げるものとする。

(1) 会員の会務上の法令違反行為

(2) 本会の会長、副会長、監事、常議員及び嘱託（ただし、会員に限る。）のその職務に関する法令違反行為

(3) 勤務者の職務上の法令違反行為

(窓口)

第3条 本会に通報の処理を担当する副会長（以下「担当副会長」という。）を置くものとし、担当副会長は、通報の処理全般の常務について統括する。

2 担当副会長は、通報者からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を事務局内に設置し、窓口は通報の処理全般に関する常務を行う。

(通報の方法)

第4条 通報窓口の利用方法は、電子メール、書面又は面会によるものとする。

(調査)

第5条 通報対象事実に関する調査は、通報を受けた担当副会長がこれを行う。ただし、担当副会長において調査の必要性がないと判断し、調査を実施しない場合には、担当副会長は、その旨及びその理由を速やかに会長に報告する。

2 担当副会長は、調査チームを設置することができる。

3 担当副会長は、速やかに調査を実施し、その結果を会長に報告する。

(協力義務)

第6条 勤務者は、担当副会長又は調査チームから通報対象事実の調査に協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、これを拒絶してはならない。

(是正措置等)

第7条 調査の結果、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、速やかに当該通報対象事実に対する是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(法令違反行為者に対する処置等)

第8条 調査の結果、会員による通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、当該会員について、必要に応じて、本会綱紀委員会に対し調査を求める等の処置を講ずることができる。

2 調査の結果、勤務者による通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、当該勤務者について、必要に応じて、東京弁護士会職員就業規則に従って処分を課す等の処置を講ずることができる。

(通報者等の保護)

第9条 会長をはじめとする会員及び職員は、通報したこと又は調査に協力したことを理由として、通報者及び調査に協力した勤務者（以下「調査協力者」という。）に対して、いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 会長は、通報者が通報したこと又は調査協力者が調査に協力したことを理由として、通報者及び調査協力者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、通報者又は調査協力者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者又は調査協力者の上司、同僚等を含む。）があった場合には、会長は、必要に応じて、その者が会員であるときは、弁護士法及び本会会則に従って処置を講ずることができ、その者が勤務者であるときは、東京弁護士会職員就業規則に従って処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第10条 この規則で定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通知)

第11条 会長は、通報者に対して、調査結果並びに本会が講じた是正措置及び処置等について、通報対象者（その者が通報対象事実を行い、又は行おうとしているとして通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により調査を実施しないときは、会長は、通報者に対して、その旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われた通報の通報者については、第9条の規定は適用しない。

(代行規定)

第13条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則で定める会長の権限は、会則第45条第3項に規定する順序により副会長がこれを代行する。

2 担当副会長が当事者又は関係者である事実については、この規則で定める担当副会長の権限は、他の副会長が、前項に規定する順序により、最も先順位の者から、これを代行する。

(細則)

第14条 この規則を実施する上で必要な事項については、細則で定めることができる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成20年8月20日）から施行する。